

近畿会著作物取扱細則

(制 定 平成24年 7月25日)
最終変更 平成26年 1月23日

(目的)

第1条 この細則は日本公認会計士協会近畿会(以下「当地域会」という。)の出版物の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「会員等」とは当地域会に所属する会員・準会員をいう。

2 この細則において「著作物」及び「著作者」とは、著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第2条に、「著作者人格権」及び「著作権」とは同法第17条に、それぞれ定義するところによる。

3 この細則において「発行等」とは、著作物を出版し、頒布し、無線電信又は有線電信により公衆に送信し、ホームページに掲載し、その他態様のいかんを問わず、著作物を公表することをいう。

4 この細則において「近畿会著作物」とは、著作者、編集者、発行者その他これらに類するものとして「近畿会」の名称を使用する著作物をいう。

5 この細則において「顕名部分」とは近畿会著作物のうち会員等である著作者の氏名又は名称が付された著作物で、他に部分から独立して利用することができる部分をいう。

(適用除外)

第3条 この細則は、次に掲げるものには、適用しない。

- 一 当地域会の会長声明、当地域会の機関の意見書、要請書、呼びかけ文書その他これらに類する近畿会著作物
- 二 当地域会及び当地域会の機関が会員に無償で頒布する近畿会著作物(会長が必要と認めたものを除く。)
- 三 近畿会著作物のうち会員等と会員等以外の者による共同著作物(二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別に利用することができないものをいう。)である部分

(確認書)

第4条 会員等は、近畿会著作物の発行に当たり次に掲げる事項が記載された著作者の書面を提出しなければならない。ただし、第5条第3項の規定により会長が著作権を当地域会に帰属させないこととした場合は、この限りでない。

- 一 創作した部分が他人の著作権その他の権利を侵害していないこと及び当該部分に関する著作権が他人に譲渡されていないこと。

- 二 著作した部分に関する著作権の全部（著作権法第27条に規定する翻訳権、翻案権等及び同法第28条に規定する二次的著作物の利用に関する原作者の権利を含む。）を無償で当地域会に譲渡すること。
- 三 当地域会及び当地域会から正当に権原を承継した者に対し、著作者人格権を行使しないこと。
- 四 近畿会著作物に関する著作者人格権の侵害者に対する争訟の提起を当地域会から要請されたときは、できる限り協力すること。
- 五 その他細則で定める事項

（著作権の帰属）

第5条 発行等がなされた近畿会著作物（会員等以外の者が著作者である部分を除く。）の著作権は、当地域会に帰属する。

- 2 著作物が近畿会著作物として出版等がなされなかったときは、その著作権は当地域会に帰属しない。
- 3 第1項の定めにかかわらず、会長は、近畿会著作物の発行等の経緯、近畿会著作物の内容、著作者の寄与度その他の事情を考慮し、当該近畿会著作物の著作権が当地域会に帰属しないこととすることができる。
- 4 当地域会に著作権が帰属した近畿会著作物であっても、著作者は自己の顕名部分を著作権法に従い利用することができる。

（近畿会著作物の印税等）

第6条 近畿会著作物の印税等は、当地域会に帰属する。

- 2 前項の印税等は、原則として印税等相当額の当該著作物の寄贈を受けることとする。ただし、金銭等による授受にあつてはその配分に当たってあらかじめ会長の判断を求めるとともに、原則として印税等の80%を当該著作物の原稿作成、編集等に関与したと会長が認める者に次の算式により配分することができる。

$$\text{印税等額} \times 80\% \times \frac{\text{(総頁数 - 当地域会公表文書利用頁数)}}{\text{総頁数}} = \text{配分印税等額}$$

$$\text{配分印税等額} \times \frac{\text{著作担当頁数}}{\text{(総頁数 - 当地域会公表文書利用頁数)}} = \text{一人当たりの印税等配分額}$$

附 則

この細則は、制定の日から施行する。

第1次 改正附則

この改正細則は、平成26年1月23日から施行する